

運搬容器の試験確認に係る業務規程（第1編）実施細則

平成4年7月1日

第1 目的

この細則は、運搬容器の試験確認に係る業務規程第1編〔容器製造者編〕（以下「業務規程」という。）に基づき運搬容器の試験確認業務を実施するにあたり、必要な細部事項を定めることを目的とする。

第2 用語の意味

この細則で用いる用語の意味は、業務規程の例による。

第3 型式の指定

1 型式の指定の休止

協会が試験確認に適合した旨の通知をした型式で、定期調査又は定期性能調査（以下「定期調査等」という。）を受けないものについては、定期調査等の申請と併せて当該型式の指定の休止を申請することができる。この場合において、協会は原則として当該型式の指定を休止するものとする。

2 型式の指定の失効

連続して2回以上定期調査等を受けなかった型式については、前1にかかわらず当該型式の指定は失効する。

3 型式の指定の復活

前1により協会が型式の指定を休止したもののうち、前2の適用を受けない型式については、定期調査等の申請と併せて当該型式の指定の復活を申請することができる。

この場合、当該型式の運搬容器の過去6ヶ月間の自社試験成績表を添付しなければならない。

第4 自主定期検査、定期性能調査

業務規程第5、1（7）、2（7）ア、3（9）アの個数は、別表に定めるところによる。

第5 確認工場指定期間の変更

協会は、災害その他やむを得ない事情により、1年に1回の定期調査を行うことが困難な場合で、運搬容器の品質が維持されると認められるときは、最長60日の範囲内で確認工場の指定期間を変更することができる。

第6 試験確認の取り消し等

1 業務規程第15、1（2）の「真正かつ公正な試験確認業務の遂行を阻害したとき」とは、次の例による。

- (1) 協会が指定した型式以外の運搬容器等に試験確認の表示をしたとき
 - (2) 虚偽の試験確認の表示を行ったとき
 - (3) 登録をしていない試験確認の表示を運搬容器に付したとき
 - (4) 性能試験に適合しないロットの運搬容器に試験確認の表示を行い、出荷したとき
 - (5) 協会の発行文書を偽造し、又はねつ造したとき
 - (6) 上記以外で信義誠実に著しく反する行為があったとき
- 2 業務規程第15、2(3)の「協会の信用を失墜させ、又はそのおそれがあるとき」とは、次の例による。
- (1) 業務規程第15、1(1)又は(2)に該当する行為の結果として、協会の信用に支障が生じたとき
 - (2) 協会が発行した文書を不正に利用したとき
 - (3) 協会を不当に誹ぼうしたとき
 - (4) 試験確認の表示(表示の原版等を含む。)が譲渡され、又は貸与されたとき
 - (5) 試験確認を受けた者の債権者等が試験確認の表示を占有したとき
- 3 業務規程第15、1(4)の「この規程に違背し、違背の内容につき、申請者に悪意又は許容し難い重大な過失が認められるとき」とは、次の例による。
- (1) 業務規程第15、1(1)から(3)に該当する行為が過失(故意、過失の認定が困難な場合を含む。)により行われたとき
 - (2) 協会が試験確認業務に関して、資料の提出又は書面による報告を求めた場合に、正当な理由がないのに、これに応じなかったとき。
- 4 業務規程第15、2(7)の「試験確認を受けた者又はその関係者がこの規定に違背したとき」とは、次のような業務規程違背があり、情状が重いとき、又は信義誠実に反するときとする。
- (1) 製造設備の変更届未届
 - (2) 自主検査時に性能試験不適合が発生した場合に、協会に通知しなかったとき
 - (3) 自社検査を行わなかったとき
 - (4) 手数料の振込がなかった場合で、試験確認を受けた者に対して協会が手数料の振込を催告した日の翌日から起算して30日以内に手数料が振り込まれなかったとき

附 則

この細則は、平成4年7月1日から施行する。

別 表

運 搬 容 器 の 種 類	個 数 (個)
金属製ドラム (金属製ペール缶を除く。)	50,000
金属製ペール缶	200,000
金属板製18リットル缶等	500,000
金属製容器 (金属製ドラム、金属製ペール缶、金属板製18リットル缶等を除く。)	50,000
プラスチックドラム	50,000
プラスチック容器 (プラスチックドラムを除く。)	50,000
ファイバドラム	50,000
木箱、プラスチック箱、ファイバ板箱	50,000
樹脂クロス袋、プラスチックフィルム袋、織布袋、紙袋	500,000